第79期
定時株主総会招集ご通知

開催日時　2026年12月23日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

開催場所　横浜市西区北幸一丁目３番23号
横浜ベイシェラトン　ホテル＆タワーズ
５階「日輪」

議決権行使期限
2026年12月22日（火曜日）午後5時30分まで

目次

- 第79期定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
  ［第１号議案］　剰余金処分の件
  ［第２号議案］　取締役２名選任の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

横浜冷凍株式会社
証券コード：2874

証券コード　2874
2026年12月４日
（電子提供措置の開始日2026年11月28日）

株 主 各 位

本　　店　横浜市鶴見区大黒町５番35号
本社事務所　横浜市西区みなとみらい三丁目３番３号
横 浜 コ ネ ク ト ス ク エ ア 10 階
横 浜 冷 凍 株 式 会 社
代表取締役社長　古　瀬　健　児

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
　さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第79期定時株主総会招集ご通知」及び「第79期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。
　【当社ウェブサイト】

　https://www.yokorei.co.jp/ir/stock/meeting/

また、上記のほか、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）に「横浜冷凍」又はコードに「2874」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
　【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。**
**　お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月22日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2026年12月23日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　横浜市西区北幸一丁目３番23号
横浜ベイシェラトン　ホテル＆タワーズ　５階「日輪」

3. 目的事項

報 告 事 項
1. 第79期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役２名選任の件

以　上

事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

メールによる質問方法

下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。

【メールアドレス】soukai@yokorei.co.jp

【必要事項】①株主番号（ご不明の場合は省略可です）　②お名前　③ご住所
④ご質問（200文字以内で、要点を簡潔に、お願いいたします。）

※2026年12月16日（水曜日）午後5時まで

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。
インターネットによる議決権行使の方法は、次ページをご参照ください。

行使期限　2026年12月22日（火曜日）午後５時30分まで

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2026年12月22日（火曜日）午後５時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時　2026年12月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

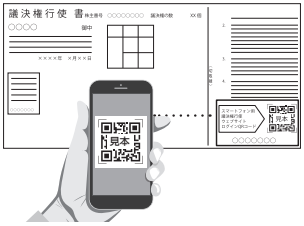
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎**電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載**させていただきます。
◎書面による議決権行使において、**各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱い**いたします。
◎電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

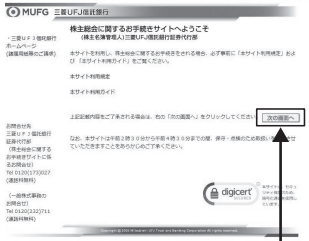
2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・パスワードを入力する方法

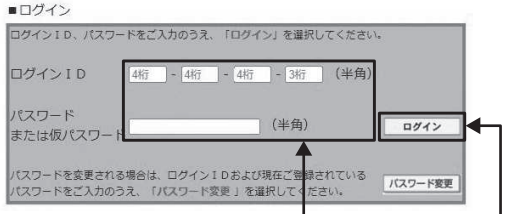
議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使に関する
スマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
0120-173-027
(通話料無料、受付時間：午前９時～午後９時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。第79期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金14円

配当総額828,077,376円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年12月24日

第２号議案　取締役２名選任の件

より実効性ある監督体制を構築するため、社外取締役を２名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。また、今回選任される取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	新任 社外 独立役員	平野 敏樹（ひらの としき）	－	－
2	新任 社外 独立役員	野原 彰人（のはら あきひと）	－	－

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	新任 ひら　の　とし　き 平　野　敏　樹 （1959年10月22日生） 社外　独立役員	1982年４月　三菱商事株式会社入社 2006年10月　同社食品本部鮪ユニットマネージャー 2008年４月　同社農水産本部水産ユニットマネージャー 2009年４月　欧州三菱商事会社生活産業部長 2011年４月　泰国三菱商事会社生活産業グループリーダー 2013年６月　株式会社マルイチ産商取締役副社長 2018年４月　同社代表取締役社長	０株
	【取締役会出席状況（当事業年度）】　－ 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 平野敏樹氏は、三菱商事株式会社にて水産物のバイヤーとして活躍された後、株式会社マルイチ産商にて代表取締役社長を経験されてきました。その専門性とグローバルな知見を活かし、当社の経営全般に有用な意見を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしています。		
2	新任 の　はら　あき　ひと 野　原　彰　人 （1963年９月26日生） 社外　独立役員	1987年４月　日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年10月　楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社 2005年５月　同社執行役員 2007年７月　楽天ＫＣ株式会社（現楽天カード株式会社）常務取締役 2008年６月　同社取締役副社長 2008年９月　イーバンク銀行株式会社（現楽天銀行株式会社）代表取締役副社長 2015年９月　楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）執行役員社長室 2022年４月　楽天銀行株式会社副社長執行役員 2025年９月　同社副社長執行役員兼法人営業本部担当役員兼個人営業本部担当役員 2026年６月　楽天信託株式会社代表取締役社長（現在に至る）	０株
	【取締役会出席状況（当事業年度）】　－ 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 野原彰人氏は、楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）、楽天ＫＣ株式会社（現楽天カード株式会社）、楽天銀行株式会社の要職を歴任し、現在は楽天信託株式会社の代表取締役社長として活躍されています。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、様々な視点で取締役会において企業経営やファイナンスに対する有用な意見、助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしています。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．平野敏樹氏、野原彰人氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者である平野敏樹氏、野原彰人氏が選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として届出する予定であります。
４．社外取締役候補者である平野敏樹氏、野原彰人氏が選任され就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める取締役の責任について、同法第425条第１項に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。２名の候補者が取締役に選任され就任した場合には、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
６．各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年９月30日現在の状況を記載しております。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス（予定）

当社は、取締役及び監査役の知識・経験・能力等のバランスを一覧化したスキル・マトリックスを作成しております。

なお、以下の一覧表は、取締役及び監査役が有する主なスキル分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

役職	氏名	社内/社外	スキル							
			企業経営	事業戦略	グローバル	人事・人財	DX・IT	財務・コーポレートファイナンス	法務・内部統制	事業継続
代表取締役社長	古瀬　健児	社内	○	○	○	○		○	○	○
常務取締役	吉川　尚孝	社内	○	○	○	○		○	○	
取締役	岡田　洋	社内	○	○	○					
取締役	吉田　郷	社内				○	○	○	○	
取締役	川原　法男	社内		○						
取締役	阿部　広康	社内		○			○			
取締役	堀合　洋祐	社外						○		
取締役	本田　光宏	社外						○		
取締役	坂本　順子	社外							○	
取締役	名執　雅子	社外				○			○	
取締役	平野　敏樹	社外	○	○	○			○		
取締役	野原　彰人	社外	○	○				○	○	
監査役	井上　啓造	社外	○						○	
監査役	奥田　康一郎	社外						○	○	
監査役	宗像　久男	社外								○
監査役	市川　裕介	社外						○	○	

【ご参考】スキル・マトリックスの定義

当社の取締役会及び監査役会は効果的な業務執行機能及び適切な監督機能を発揮するために以下のスキルをバランスよく備え、中長期的な企業価値向上に貢献すべきと考えます。この度、資本コストを意識した経営、財務の健全性の確保、ガバナンス強化、効率的な運営という観点からスキルセットを見直し、取締役会に求められる機能の充実に資する能力を明確化いたしました。

スキル	選定した理由
企業経営	企業の持続的成長のためには、経営理念の実践に向けた経営戦略企画・経営管理に関する知見が不可欠である
事業戦略	当社の事業構造・事業特性を深く理解した上で、マーケティング分析に基づき、持続的な収益化と効率的な業務執行を両立させる戦略を図ることが不可欠である
グローバル	主要セグメントの海外事業展開のための知見が不可欠である
人事・人財	人的資本経営の推進のためには、人財育成並びに人事制度構築のための知見が不可欠である
DX・IT	DX・IT推進により業務効率化を図るには各種デジタル技術に関する知見が不可欠である
財務・ コーポレートファイナンス	財務の健全性・会計の適切性の確保等に加え、資本コストや資本効率を意識した戦略の立案、最適な資本構成の維持、中長期的な企業価値向上に資する成長投資への適切な資金配分を主導できる知見・経験が不可欠である
法務・内部統制	コンプライアンス経営と適切なリスクマネジメント体制を確保するためには、法務、リスク管理、内部統制に関する知見が不可欠である
事業継続	不測の事態に備えたBCP対応への知見や想定外の危機局面における迅速・的確な経営判断を行うための知見が不可欠である

【ご参考】社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者とみなす。

1．当社グループ関係者
当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者

2．取引先関係者
① 当社グループの主要な取引先で、直近事業年度における当社グループとの年間取引額が、当社グループまたはその者の連結売上高の２％以上の者またはその業務執行者
② 当社グループの主要な借入先で、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の２％以上の額を当社グループに融資していた者またはその業務執行者

3．専門的サービス提供者
① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関する専門家として、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受けている者
② 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

4．寄付または助成先
当社グループが、年間1,000万円以上の寄付または助成を行っている組織等の理事その他業務執行者

5．議決権保有関係者
① 当社の10％以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者
② 当社グループが10％以上の議決権を保有する会社の業務執行者

6．過去に該当したことがある者
過去３年間のいずれかの時点において、上記１．から５．のいずれかに該当していた者

7．近親者
上記１．から６．に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族

8．前各号の定めにかかわらず、当社グループと利益相反関係が生じ得る特段の事由が認められる者

【ご参考】投資有価証券（政策保有株式等）

当社は、取引関係の維持・強化などを通じ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながると判断できる場合に限り、保有することとしております。

また当社は、政策保有株式等について、定期的に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会にて中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しています。戦略的な保有意義が薄れた株式については順次売却する方針で、2027年３月末までに保有する上場株式３銘柄（全部または一部）を売却する予定です。

1．企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

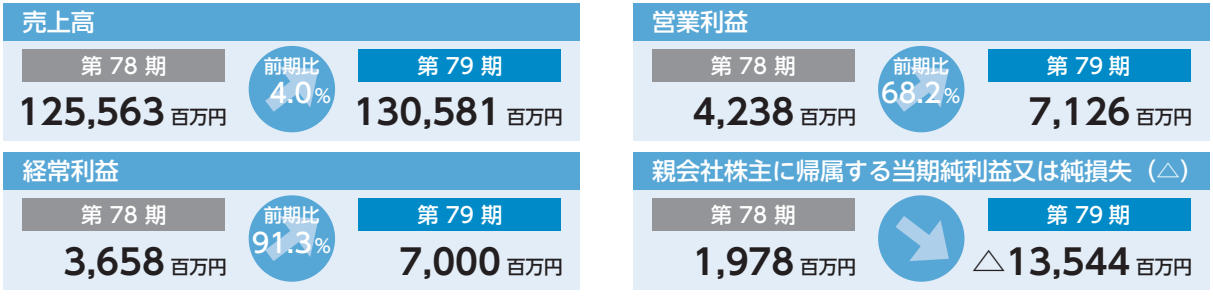
①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年10月１日～2026年９月30日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復が続きました。一方、物価上昇や中東情勢、自然災害、金融市場の変動などにより、先行き不透明な状況が続いております。

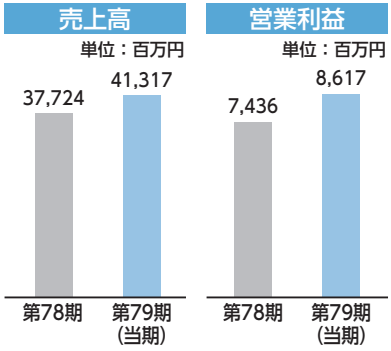
当社グループが関わる食品関連企業においては、訪日外国人の増加などにより需要が持ち直す一方、原材料価格、人件費、物流費の上昇や、値上げに伴う節約志向の高まりにより、厳しい事業環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、2026年９月期を最終年度として策定した新・中期経営計画（第Ⅱ期）「繋ぐ力」のもと、各重点施策に取り組んでまいりました。その結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績は、売上高130,581百万円（前期比4.0％増）、営業利益7,126百万円（前期比68.2％増）、経常利益7,000百万円（前期比91.3％増）、親会社株主に帰属する当期純損失13,544百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,978百万円）となりました。

なお、当連結会計年度は2026年７月23日開示の「固定資産の信託設定及び信託受益権の譲渡並びに賃貸借契約の締結、特別利益（固定資産売却益）の計上に関するお知らせ」及び「特別損失（固定資産の減損損失）の計上に関するお知らせ」、2026年９月24日開示の「債権及び株式の譲渡及び特別損益計上に関するお知らせ」、並びに2026年10月30日開示の「特別損失の計上及び2026年９月期通期業績予想の修正並びに役員報酬の自主返上に関するお知らせ」等に伴う特別利益11,528百万円、特別損失29,322百万円を計上しております。



◆冷蔵倉庫事業◆



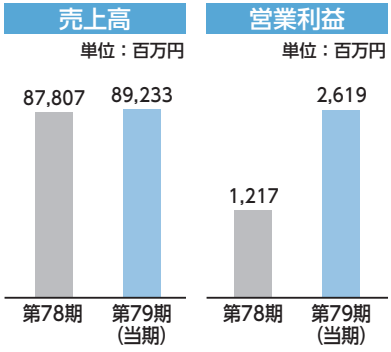
当連結会計年度は増収増益となりました。

前期に竣工した３カ所の物流センターに加え、当期に竣工した国内１カ所の物流センターに係る減価償却費の負担や、人件費・動力費などの上昇によるコスト増など、利益を下押しする要因もありました。しかしながら、前期から続く旺盛な冷蔵倉庫需要により、当期も高い在庫水準を維持したほか、継続的な料金改定を進めたことが利益に大きく貢献しました。これらの要因を踏まえ、コスト増を吸収することができ、増収増益を確保しました。

連結子会社であるタイヨコレイにおいても、主力である鶏肉の取扱減を他商材の取扱増で補い、全拠点で高水準の保管料収入を確保しました。その結果、燃料費等のコスト増を吸収し、売上・利益ともに前期を上回り増収増益を達成いたしました。

以上の結果、冷蔵倉庫事業の業績は、売上高41,317百万円（前期比9.5％増）、営業利益8,617百万円（前期比15.9％増）となり、冷蔵倉庫事業セグメントの売上高及び営業利益はともに過去最高を更新しました。

◆食品販売事業◆



当連結会計年度は増収増益となりました。

当期は「量から質」への転換を掲げ、利益率重視の事業構造への転換を推進しました。低採算取引の見直しや在庫回転率の向上を徹底した結果、売上高は前期とほぼ同水準でしたが、食品販売事業全体では利益率が大幅に向上しました。

水産品は、九州の前浜拠点において、サバやイワシの集荷・販売を強化した結果、輸出や加工原料向け販売が極めて好調に推移し、利益を大きく牽引しました。一方、鮭鱒やホタテは市況停滞等により苦戦しましたが、水産品全体では大幅な増益となりました。

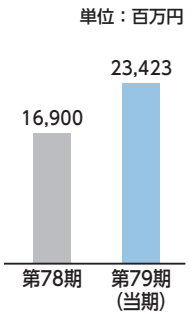
畜産品は、国産需要を捉えたポークや販路拡大に注力したビーフが好調に推移した一方、チキンは輸入減少や相場変動の影響を受け低調に推移しました。この結果、畜産品全体では減収増益となりました。

農産品は、主力の馬鈴薯の不作により集荷量が減少したものの、相場高騰局面での適切な単価設定と販売強化により、増収増益となりました。

以上の結果、食品販売事業の業績は、売上高89,233百万円（前期比1.6%増）、営業利益2,619百万円（前期比115.1%増）となり、食品販売事業セグメントの営業利益は過去最高を更新しました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は23,423百万円であり、実施した設備投資の主なものは次のとおりであります。



・長岡CONNECT物流センターの新設
冷蔵設備保管収容能力約27,200トン、2026年７月完成
・TUNA VALLEY 大井川物流センターの新設
冷蔵設備保管収容能力約5,900トン、2026年10月完成
・スワンナプーム物流センター（仮称）の新設、工事中
※THAI YOKOREI CO.,LTD.の冷蔵倉庫
冷蔵設備保管収容能力約35,600トン、2026年12月完成予定
・あま物流センター（仮称）の新設、工事中
冷蔵設備保管収容能力約26,300トン、2028年３月完成予定

③資金調達の状況

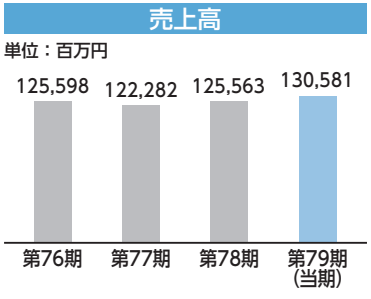
設備投資等のための資金調達を行いました結果、当連結会計年度末における長期借入金残高は、68,926百万円となりました。

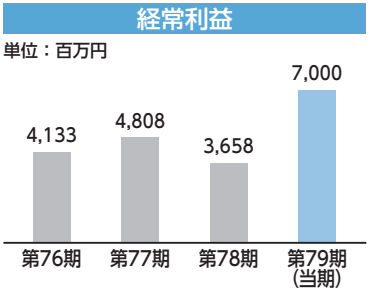
(2) 財産及び損益の状況の推移

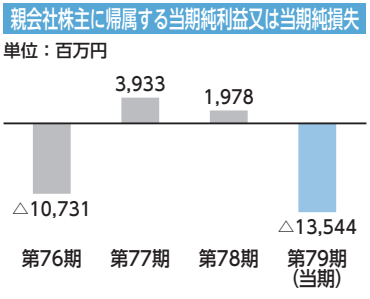
①企業集団の財産及び損益の状況

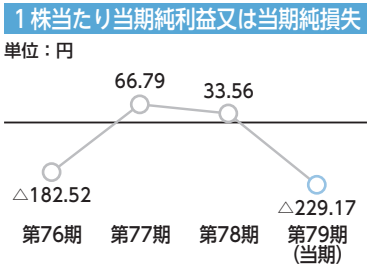
区分	第 76 期 (2023年９月期)	第 77 期 (2024年９月期)	第 78 期 (2025年９月期)	第 79 期 (当期) (2026年９月期)
売上高(百万円)	125,598	122,282	125,563	130,581
経常利益(百万円)	4,133	4,808	3,658	7,000
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(百万円)	△10,731	3,933	1,978	△13,544
１株当たり当期純利益又は当期純損失(円)	△182.52	66.79	33.56	△229.17
総資産(百万円)	188,263	203,026	209,034	189,046
純資産(百万円)	73,340	79,871	82,417	68,249

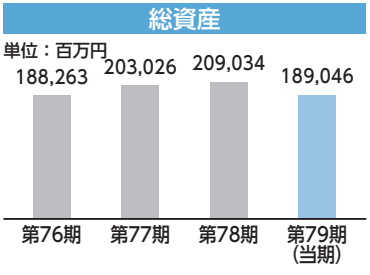
(注) １．１株当たり当期純利益及び当期純損失は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
２．１株当たり当期純利益及び当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬ＢＩＰ信託」が所有する当社株式数を控除しております。
３．第76期の数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。
４．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日　企業会計基準委員会）等を第78期の期首から適用しております。

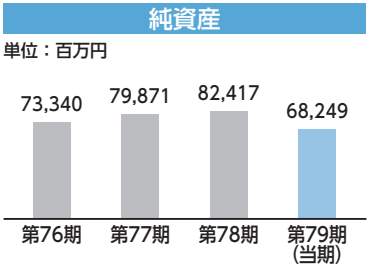












②当社の財産及び損益の状況

区分	第 76 期 (2023年９月期)	第 77 期 (2024年９月期)	第 78 期 (2025年９月期)	第 79 期 (当期) (2026年９月期)
売上高(百万円)	123,513	119,927	122,758	127,103
経常利益(百万円)	3,986	4,624	4,400	6,243
当期純利益又は当期純損失(百万円)	△10,798	3,871	3,023	△14,035
１株当たり当期純利益又は当期純損失(円)	△183.67	65.74	51.28	△237.48
総資産(百万円)	183,418	196,995	201,842	174,435
純資産(百万円)	70,287	76,009	78,916	62,628

（注）１．１株当たり当期純利益及び当期純損失は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
２．１株当たり当期純利益及び当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬ＢＩＰ信託」が所有する当社株式数を控除しております。
３．第76期の数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。
４．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日　企業会計基準委員会）等を第78期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
THAI YOKOREI CO.,LTD.	千バーツ 837,500	% 66.2	冷蔵倉庫事業
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	千バーツ 30,000	% 35.0	運送事業
VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.	百万ドン 533,110	% 100.0	冷蔵倉庫事業
パックス冷蔵(株)	百万円 25	% 100.0	冷蔵倉庫事業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内外の経済情勢の変動や地政学的リスクの高まりに加え、企業統治・内部統制に対する社会からの要請が一層厳しさを増す中で、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化がこれまで以上に求められております。

このような状況のもと、当社はHofseth International AS（以下、HI社といいます）グループ関係の投資有価証券について、HI社を取り巻く外部環境の変化等によるHI社の収益性の悪化により、実質価額が著しく下落したため、2026年９月期に多額の特別損失を計上しました。なお、本件によるキャッシュアウトはなく、2026年９月期の売上高、営業利益への影響はありません。

Oceano社グループへの債権等に関する特別損失に引き続き、本件と二度にわたる特別損失の計上を重く受け止め、現在の投資管理体制に加え、より厳格な事業投資基準の設定、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に向けた準備、取締役会事務局の設置と社外取締役の追加選任など、内部管理体制及びコーポレートガバナンスの強化を着実に推進してまいります。

冷蔵倉庫事業の拡大に向け、2025年11月にベントール・グリーンオーク株式会社（以下、BGOといいます）と戦略的パートナーシップに関する基本合意を締結し、BGOの資金力と運用ノウハウを活用した新設施設の共同開発や既存施設の再開発、資産流動化を進めております。これらの取組を踏まえ、新中期経営計画期間（2026年10月１日～2030年９月30日）においては、海外の食品関連企業への投融資を行わない方針を明確にするとともに、国内外の冷蔵倉庫事業におけるBGOとの戦略的提携を軸に、資本効率向上に向けた取り組みを推進してまいります。

また、今回のHI社グループ関係の特別損失の計上を踏まえ、より厳格な事業投資基準に基づき資金配分を再設計するため、新中期経営計画の公表を延期することといたしました。公表時期につきましては改めてお知らせいたします。

次期の連結業績見通しは、売上高131,000百万円、営業利益7,000百万円、経常利益6,500百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4,200百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容　(2026年９月30日現在)

冷蔵倉庫事業　水産品・畜産品・農産品などの冷蔵・冷凍保管、凍結
食品販売事業　水産品・畜産品・農産品などの加工・販売
通関事業　通関業務

(6) 主要な事業所 (2026年９月30日現在)

①当社の主要な事業所

本店　横浜市鶴見区大黒町５番35号（登記上の本店）
本社　横浜市西区みなとみらい三丁目３番３号
横浜コネクトスクエア10階

	冷蔵倉庫事業	食品販売事業	通関事業
北海道	8ヶ所	2ヶ所	—
青森県	1ヶ所	1ヶ所	—
宮城県	3ヶ所	1ヶ所	—
茨城県	1ヶ所	1ヶ所	—
埼玉県	4ヶ所	—	—
千葉県	1ヶ所	1ヶ所	—
東京都	3ヶ所	5ヶ所	1ヶ所
神奈川県	5ヶ所	—	1ヶ所
新潟県	1ヶ所	—	—
静岡県	2ヶ所	—	—
愛知県	4ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
大阪府	5ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
兵庫県	1ヶ所	—	1ヶ所
岡山県	1ヶ所	—	—
福岡県	3ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
佐賀県	3ヶ所	1ヶ所	—
長崎県	3ヶ所	2ヶ所	—
宮崎県	2ヶ所	—	—
鹿児島県	5ヶ所	1ヶ所	—
合計	56ヶ所	19ヶ所	6ヶ所

②主要な子会社の事業所

会　　社　　名	所　　在　　地
THAI YOKOREI CO.,LTD.	本社：タイ王国
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	本社：タイ王国
VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.	本社：ベトナム社会主義共和国
パックス冷蔵(株)	本社：東京都大田区平和島

(7) 従業員の状況（2026年９月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

事　業　区　分	従 業 員 数（人）	前連結会計年度末比増減（人）
冷　蔵　倉　庫　事　業	1,410　(38)	+43　(△3)
食　品　販　売　事　業	300　(13)	+6　(△2)
通　関　事　業	38　(3)	+9　(+1)
全　社　（共　通）	117　(2)	+3　(0)
合　計	1,865　(56)	+61　(△4)

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減（人）	平 均 年 齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,491（56）	+45（△4）	36.8	12.3

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	27,963百万円
農林中央金庫	24,682百万円
株式会社三井住友銀行	11,475百万円
株式会社みずほ銀行	4,394百万円
Bangkok Bank Public Co., Ltd.	3,420百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　160,000,000株

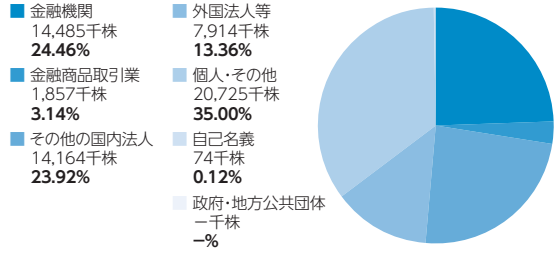
（2）発行済株式の総数　59,148,384株

（自己株式74,400株を除く）

（3）株主数　14,397名

（4）大株主（上位10名）

所有者別株式分布状況



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社松岡	5,916	10.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,166	8.73
株式会社横浜銀行	2,176	3.68
第一生命保険株式会社	1,841	3.11
農林中央金庫	1,473	2.49
株式会社八丁幸	1,411	2.38
ＪＰモルガン証券株式会社	1,305	2.20
横浜冷凍従業員持株会	1,245	2.10
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1,201	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,166	1.97

（注）１．持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は、2025年12月23日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、取締役６名（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬として、2026年１月22日付で自己株式37,400株を割り当てております。

②役員報酬ＢＩＰ信託

当社は、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に、株式報酬制度として役員報酬ＢＩＰ信託を導入しましたが、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入したことにより、追加拠出は行っておりません。なお、本制度に基づき当事業年度に退任した取締役２名に対して交付した株式数は118,200株です。また、当該２名の退任に伴い対象者が不在となったことから、本信託を終了いたしました。

③自己株式の消却

当社は、2026年１月29日開催の取締役会決議において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について、以下のとおり決議いたしました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の数	43,900株
消却した日	2026年２月17日

④従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度

当社は、2023年５月15日開催の取締役会の決議に基づき、当社従業員に対して横浜冷凍従業員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度を導入しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年９月30日現在）

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古瀬 健児	
常務取締役	吉川 尚孝	事業総合企画本部長 兼 販売事業本部長 中期経営計画推進委員長
取締役	岡田 洋	販売戦略管理部長 兼 広報ＩＲ部長
取締役	吉田 郷	管理本部長 気候関連担当 中期経営計画推進副委員長
取締役	川原 法男	冷蔵事業本部長
取締役	阿部 広康	総合企画部長
取締役	堀合 洋祐	公認会計士堀合事務所公認会計士
取締役	本田 光宏	早稲田大学大学院会計研究科教授 ㈱YUASA社外監査役
取締役	坂本 順子	六田・坂本法律事務所弁護士 綿半ホールディングス㈱社外取締役(監査等委員)
取締役	名執 雅子	日本電気㈱顧問 デンヨー㈱社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	井上 啓造	
常勤監査役	奥田 康一郎	
監査役	宗像 久男	㈱パソナグループ顧問 藤倉航装㈱顧問
監査役	市川 裕介	

(注) 1．堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、名執雅子の各氏は、社外取締役であります。
2．井上啓造、奥田康一郎、宗像久男、市川裕介の各氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役 堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、名執雅子、社外監査役 井上啓造、宗像久男、市川裕介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．常勤監査役 奥田康一郎氏は、金融機関における豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．2025年12月23日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉川俊雄、越智孝次、池田浩人、星野義明、酒井基次の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

1）全体像

当社役員に対する報酬については、①固定報酬となる「基本報酬」 ②単年度業績を反映できる「業績連動賞与」 ③中長期的業績を反映できる「譲渡制限付株式報酬」により構成する。

役員のうち非業務執行役員である社外取締役及び監査役に関しては、業績連動報酬等の変動報酬がなじまないことを勘案し、基本報酬のみとする。

全役員とも役員退職慰労金制度は、無とする。

2）報酬の種類ごとの内容

ア．基本報酬

取締役に関しては、株主総会決議の範囲内で、他社水準及び当社従業員の給与水準を総合的に考慮し決定する。監査役に関しては、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議により個別報酬額を決定する。

イ．業績連動賞与

株主総会決議の範囲とし、単年度業績を反映できる業績連動賞与の総額は、毎期の連結経営成績の①「営業利益」 ②「経常利益」 ③「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とする。目標を達成した場合の基準額を100とした場合、前年対比及び決算短信で開示した計画数値の達成度を勘案し、０から150の範囲で変動させ決定する。

その結果から他社動向等を勘案し、前後10%を上限とし変動させることを可能とす

る。ただし、その場合においても0から150の範囲内とし、考慮すべき特別の要因があるときは、前記10%の範囲を超えて変動させる場合がある。

なお指標については、本業の状況を示す「営業利益」を最も重要な指標と位置づけ、その他客観的で恣意的な評価操作が介在する余地がなく透明性のある指標として「経常利益」「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用する。

ウ. 譲渡制限付株式報酬

株主総会決議に基づき、取締役と株主のより一層の価値共有を進めることを目的に中長期的業績を反映できるものとして譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

なお本制度による譲渡制限の解除は取締役退任時とし、付与株式の総数の上限は、年92,000株とする。

対象取締役に対する各事業年度付与株式数　（単位：株）

役位名	在任期間				
	2年未満	2年以上4年未満	4年以上6年未満	6年以上8年未満	8年以上
取締役会長 取締役社長	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
取締役副社長 専務取締役	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000
常務取締役	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
取締役（常勤）	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数（支給対象）
取締役	基本報酬	年額300百万円以内 (うち社外取締役分50百万円以内) ＊使用人分給与は含まない	2021年12月22日	12名 (うち社外取締役４名)
	業績連動賞与 ＊社外取締役は対象外	年額90百万円以内 ＊使用人分給与は含まない	2019年12月20日	８名
	譲渡制限付株式報酬 ＊社外取締役は対象外	年額120百万円以内 年間92,000株以内	2019年12月20日	８名
監査役	基本報酬	年額50百万円以内	2014年12月19日	４名

３）取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定

金銭報酬である「基本報酬」、「業績連動賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」の割合は、目標を達成した場合、６：２：２を目安に設定する。

このうち「業績連動賞与」は、毎期の営業利益等の業績達成度合いにより変動するよう設定しているが、最終的には指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。

「譲渡制限付株式報酬」については、毎年１回、指名･報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。具体的には、決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値に基づき算定された額を現物出資財産として給付し株式交付を行うこととする。

４）取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定

「基本報酬」に関しては毎月支給を行うこととする。

「業績連動賞与」、「譲渡制限付株式報酬」については、毎年の定時株主総会終了直後に開催される取締役会において決定され、「業績連動賞与」に関しては即日、「譲渡制限付株式報酬」については、当該取締役会決議日の原則翌月中に一括して支給する。

5）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任について

当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の部門評価と個人評価を総合的・客観的に行うことのできる代表取締役社長が適任者であることから、代表取締役社長古瀬健児に金銭報酬の取締役個人別配分を決定する権限を委任する。なお、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問することで適切な権限行使に係る措置を講じている。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数（名）	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額（百万円）
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役	15	117	－	48	165
（うち社外取締役）	（5）	（27）	（－）	（－）	（27）
監査役	4	39	－	－	39
（うち社外監査役）	（4）	（39）	（－）	（－）	（39）
合計	19	156	－	48	205
（うち社外役員）	（9）	（67）	（－）	（－）	（67）

（注）1．業績連動賞与の額の算定上の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、算定方法は①2）イ．に記載のとおりです。当事業年度における達成度は92％でした。しかしながら、2026年10月30日付で開示した特別損失計上を考慮し、当事業年度における業績連動賞与は不支給としております。

2．非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は２．（５）その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。

3．上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会において決議いただいた、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役のうち、当事業年度中に退任した取締役２名に対して250,240千円を支給しております。

4．上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会において導入した役員報酬ＢＩＰ信託制度が終了したことに伴い、契約書に従って取締役２名に対してＢＩＰ信託の残余金、総額37,742千円を支給しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、名執雅子及び社外監査役 井上啓造、奥田康一郎、宗像久男、市川裕介の各氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、又は他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「４．（１） 取締役及び監査役の状況」の重要な兼職の状況に記載のとおりです。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

氏　　名	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）		主な活動状況
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）	
取締役　堀合洋祐	13	100	—	—	公認会計士としての豊富な経験と企業財務に関する十分な知見から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役　本田光宏	13	100	—	—	国税庁の要職を歴任し、大学院教授としての豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役　坂本順子	13	100	—	—	教育者としての実績を持ち、弁護士としての幅広い知見と経験から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役　名執雅子	10	100	—	—	法務省の要職を歴任し、法律や人権に関する高度な専門知識と豊富な行政経験から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
監査役　井上啓造	13	100	13	100	企業経営や監査に携わった経験から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役　奥田康一郎	13	100	13	100	金融分野における豊富な経験と専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役　宗像久男	13	100	13	100	危機管理の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役　市川裕介	13	100	13	100	株式会社アイネットにおいて常勤監査等委員を担った経験と見識から、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。

（注）1．社外取締役 名執雅子氏の取締役会への出席状況については、同氏が社外取締役に就任（2025年12月）以降の状況であります。

2．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区　　分	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	91,000千円
・公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	5,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、当社取締役と会計監査人からその監査計画詳細の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について聴取したうえで検証を行いました。その結果、監査役会は、会計監査人の報酬等の額について必要な監査品質を十分維持しうるための水準であると判断し、同意いたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「新リース会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言業務」に対し5,000千円を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、監査役会は会計監査人の職務執行状況等(監査品質、独立性、総合的能力)を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法で求められる体制に加え、金融商品取引法に基づく、「財務報告の適正性を確保するための体制」を重要な視点として定めて、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めています。基本方針の概要及び運用状況は、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。

2）コンプライアンス管理規程に基づき、管理本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。

3）法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」を当社の社内（総務部・人事部）及び外部（委託先）に設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては内部通報処理規程に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。

4）代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。

5）会社の重要な業務執行に関する事項は、月１回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。

6）監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。

7）反社会的勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に管理本部長を任命しています。

2）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規程」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。

3）取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底させています。

2）取締役会で、リスク管理規程を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署及び緊急時の対応等を定めています。

3）管理本部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行い、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理していきます。

4）監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。

④財務報告の適正性を確保するための体制

1）当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規程」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行い、有効性の評価を行っていきます。

2）内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っていきます。

3）当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、見積りや評価を伴う会計処理及び複雑な取引についての会計処理等に関する検討体制を強化するため、良質な人材の確保や専門知識の拡充を図るとともに、監査法人とのより密なコミュニケーション、必要に応じた専門家の活用、より実務的で網羅性ある業務マニュアルの整備を行うことで、財務報告の適正を確保するための体制の整備及び運用を図っていきます。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。

2）毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い、経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。

3）取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。当諮問委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保しています。

4）経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討したうえで取締役会に付議いたします。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程及び同規程に基づく子会社運営細則により、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理しています。

当社の定例取締役会または経営会議で、子会社の代表取締役等から業務執行・財務状況・その他重要な情報について定期的に報告を受けています。

2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に基づき各子会社は、リスク管理責任者を設置しリスク発生の防止、発見等に努めています。

各子会社は、損失の危険を把握した場合には速やかに当社のリスクマネジメント委員会に報告することを定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するリスク管理体制を構築しています。

3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業特性や規模等を考慮し、適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定しています。

子会社の管理責任者である当社の管理本部長は、子会社の代表取締役等から事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、その内容を検討し、必要があるときは助言を行い当社の取締役会に報告します。

4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社運営細則に基づき各子会社は、当社のコンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を全役員及び全従業員に周知徹底しています。

当社のコンプライアンス管理規程に基づき各子会社は、コンプライアンス担当責任者を設置しコンプライアンスの推進及び教育指導等を実践しています。

当社の内部監査室が、コンプライアンス遵守状況を含めた子会社の監査を定期的に実施しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）監査役会から、監査役の職務を補助する使用人を要請された場合には、監査役会と協議して設置します。

2）取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとします。

⑧当社の監査役への報告に関する体制

1）当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。

2）当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行います。

3）当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告を行います。

4）当社及び子会社は、当社の監査役への報告を行った者に対してこれを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。

⑨監査費用等の処理に係る方針に関する事項

1）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2）当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等について毎期予算を設けています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）代表取締役社長等で構成される経営会議のメンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。

2）会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。

3）内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①内部統制システムの整備に関する基本方針の周知

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の趣旨、内容等について当社及び子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

②コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス基本方針及び随時更新しているコンプライアンスマニュアル（行動規範）をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。また、リスク管理部によるコンプライアンス関連コラムの全社発信や管理部門連絡会の開催等を定期的に行うことで、より一層の充実に努めるとともに、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の設置による内部通報しやすい環境の整備も行っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を２回開催し（2025年11月及び2026年6月）、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役会に報告しております。

③リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、代表取締役社長を委員長、各部門の本部長を委員とし、さらに対象事案の専門領域に応じた外部専門家を招聘して開催されるリスクマネジメント委員会を設置してグループ全体のリスク管理を統括しており、当事業年度においては４回開催いたしました（2025年11月、2026年１月、2026年４月及び2026年８月）。

また、リスク管理部を設置し、全社各事業部門の事業所間連携を構築することで情報と伝達を確実にし、リスク管理体制の強化を図っております。

④グループ管理体制

毎月開催される取締役会等で経営状況等の報告を受け、現況を把握・助言できる体制になっております。さらに、子会社の意思決定については、グループ経営における重要度に応じ、当社と事前協議を行う体制をとっております。また、当社の内部監査室が子会社の業務監査を定期的に実施しております。

⑤監査役への報告体制

当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行っております。

⑥取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる機能向上を図るため、2019年から全取締役を対象にアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題及び今後に向けた取り組みについて取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。当事業年度は2026年８月に実施いたしました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に実効性の評価を行い、必要な議論を進めてまいります。

⑦コンプライアンス理解度チェックの実施

当社は、従業員のコンプライアンスに対する適正な認識を深めるため、全従業員向けのコンプライアンス理解度チェック（当社の業務に関連する内容や一般的なコンプライアンスに関する選択式の設問によるチェック）を2026年７月に実施いたしました。正答率等の実施結果や、各設問の解説をフィードバックすることで、従業員のコンプライアンス理解度の向上を図っております。

なお、今後は取締役会、リスクマネジメント委員会を中心に、より厳格な事業投資基準の設定、監査等委員会設置会社移行へ向けた準備、取締役会事務局の設置、社外取締役の追加選任など統制環境のさらなる強化を図ってまいります。

連結貸借対照表 (2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**36,329**
現金及び預金	3,890
受取手形及び売掛金	13,730
商品	16,813
前渡金	232
短期貸付金	187
その他	1,477
貸倒引当金	△2
固定資産	**152,716**
有形固定資産	**130,214**
建物及び構築物	73,088
機械装置及び運搬具	12,335
土地	26,279
リース資産	348
建設仮勘定	12,165
信託建物等	3,302
信託土地	1,621
その他	1,072
無形固定資産	**3,014**
その他	3,014
投資その他の資産	**19,487**
投資有価証券	16,320
長期貸付金	1,642
繰延税金資産	1
退職給付に係る資産	1,484
その他	1,560
貸倒引当金	△1,521
資産合計	**189,046**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**36,169**
支払手形及び買掛金	6,559
短期借入金	12,313
１年内返済予定の長期借入金	4,767
リース債務	101
未払法人税等	117
賞与引当金	863
その他	11,447
固定負債	**84,626**
社債	10,000
長期借入金	64,159
リース債務	275
長期預り金	6,702
繰延税金負債	2,669
退職給付に係る負債	182
資産除去債務	638
負債合計	**120,796**
純資産の部	
株主資本	**55,575**
資本金	**14,303**
資本剰余金	**14,442**
利益剰余金	**26,894**
自己株式	**△64**
その他の包括利益累計額	**10,686**
その他有価証券評価差額金	**7,687**
繰延ヘッジ損益	**△27**
為替換算調整勘定	**1,594**
退職給付に係る調整累計額	**1,431**
非支配株主持分	**1,987**
純資産合計	**68,249**
負債純資産合計	**189,046**

連結損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**130,581**
売上原価		**114,070**
売上総利益		**16,511**
販売費及び一般管理費		**9,384**
営業利益		**7,126**
営業外収益		
受取利息	410	
受取配当金	313	
為替差益	647	
貸倒引当金戻入額	8	
雑収入	533	1,914
営業外費用		
支払利息	1,046	
支払手数料	207	
固定資産除却損	229	
デリバティブ評価損等	277	
雑支出	280	2,041
経常利益		**7,000**
特別利益		
固定資産売却益	6,004	
投資有価証券売却益	724	
関係会社清算益	80	
債務保証損失引当金戻入額	4,718	**11,528**
特別損失		
減損損失	2,545	
投資有価証券評価損	23,653	
貸倒引当金繰入額	558	
貸倒損失	2,565	29,322
税金等調整前当期純損失（△）		**△10,793**
法人税、住民税及び事業税	778	
法人税等調整額	1,816	2,595
当期純損失（△）		**△13,388**
非支配株主に帰属する当期純利益		155
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△13,544**

連結株主資本等変動計算書 (2025年10月１日から2026年９月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,303	14,427	41,917	△227	70,420
当期変動額					
剰余金の配当			△1,478		△1,478
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△13,544		△13,544
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		15		163	178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当期変動額合計	－	15	△15,023	162	△14,844
当期末残高	14,303	14,442	26,894	△64	55,575

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,597	13	891	794	10,297	1,699	82,417
当期変動額							
剰余金の配当					－		△1,478
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					－		△13,544
自己株式の取得					－		△0
自己株式の処分					－		178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△909	△41	702	636	388	287	676
当期変動額合計	△909	△41	702	636	388	287	△14,168
当期末残高	7,687	△27	1,594	1,431	10,686	1,987	68,249

貸借対照表 (2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**33,564**
現金及び預金	2,544
売掛金	13,184
商品	16,813
貯蔵品	72
前渡金	263
関係会社短期貸付金	184
その他	501
貸倒引当金	△1
固定資産	**140,870**
有形固定資産	**109,205**
建物	59,841
構築物	2,532
機械装置	10,631
車両運搬具	346
工具、器具及び備品	706
土地	24,799
リース資産	343
信託建物等	3,302
信託土地	1,621
建設仮勘定	5,079
無形固定資産	**1,923**
借地権	1,538
ソフトウェア	355
電話加入権	28
その他	0
投資その他の資産	**29,742**
投資有価証券	15,228
関係会社株式	3,691
出資金	10
関係会社出資金	3,217
長期貸付金	1,564
従業員に対する長期貸付金	5
関係会社長期貸付金	6,071
破産更生債権等	103
長期前払費用	17
差入保証金	1,180
その他	172
貸倒引当金	△1,521
資産合計	**174,435**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**27,922**
買掛金	6,558
短期借入金	4,500
1年内返済予定の長期借入金	4,687
リース債務	101
未払金	2,465
未払法人税等	105
未払費用	2,644
前受金	4
預り金	314
賞与引当金	861
その他	5,679
固定負債	**83,884**
社債	10,000
長期借入金	63,920
リース債務	275
長期預り金	6,702
繰延税金負債	1,799
退職給付引当金	655
資産除去債務	531
負債合計	**111,806**
純資産の部	
株主資本	**54,973**
資本金	**14,303**
資本剰余金	**14,442**
資本準備金	14,346
その他資本剰余金	95
利益剰余金	**26,291**
利益準備金	1,004
その他利益剰余金	25,287
圧縮記帳積立金	282
別途積立金	39,010
繰越利益剰余金	△14,005
自己株式	**△64**
評価・換算差額等	**7,655**
その他有価証券評価差額金	**7,683**
繰延ヘッジ損益	**△27**
純資産合計	**62,628**
負債純資産合計	**174,435**

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
商品売上高	89,233	
冷蔵庫収入	37,812	
その他事業収入	57	127,103
売上原価		
商品売上原価	81,384	
冷凍事業原価	29,651	
その他事業原価	12	111,048
売上総利益		**16,055**
販売費及び一般管理費		**9,203**
営業利益		**6,851**
営業外収益		
受取利息	504	
受取配当金	348	
貸倒引当金戻入額	8	
雑収入	542	1,404
営業外費用		
支払利息	1,019	
支払手数料	207	
固定資産除却損	220	
デリバティブ評価損等	277	
為替差損	16	
雑支出	271	2,013
経常利益		**6,243**
特別利益		
固定資産売却益	6,004	
投資有価証券売却益	724	
関係会社清算益	80	
債務保証損失引当金戻入額	4,718	11,528
特別損失		
減損損失	2,545	
投資有価証券評価損	23,653	
貸倒引当金繰入額	558	
貸倒損失	2,565	29,322
税引前当期純損失（△）		**△11,550**
法人税、住民税及び事業税	700	
法人税等調整額	1,783	2,484
当期純損失（△）		**△14,035**

株主資本等変動計算書 (2025年10月1日から2026年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
						その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,303	14,346	80	14,427	1,004	282	33,510	7,008
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				－				△1,478
当期純損失（△）				－				△14,035
圧縮記帳積立金の取崩				－		△0		0
別途積立金の積立				－			5,500	△5,500
自己株式の取得				－				
自己株式の処分			15	15				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－				
事業年度中の変動額合計	－	－	15	15	－	△0	5,500	△21,013
当期末残高	14,303	14,346	95	14,442	1,004	282	39,010	△14,005

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	41,805	△227	70,309	8,593	13	8,607	78,916
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,478		△1,478			－	△1,478
当期純損失（△）	△14,035		△14,035			－	△14,035
圧縮記帳積立金の取崩	－		－			－	－
別途積立金の積立	－		－			－	－
自己株式の取得	－	△0	△0			－	△0
自己株式の処分	－	163	178			－	178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－		－	△910	△41	△951	△951
事業年度中の変動額合計	△15,513	162	△15,335	△910	△41	△951	△16,287
当期末残高	26,291	△64	54,973	7,683	△27	7,655	62,628

独立監査人の監査報告書

2026年11月24日

横浜冷凍株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田知範

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長沼洋佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜冷凍株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年11月24日

横浜冷凍株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田知範

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長沼洋佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2025年10月１日から2026年９月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査計画書を策定し、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画、監査の方針、監査業務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月25日

横浜冷凍株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	井上啓造 ㊞
常勤監査役（社外監査役）	奥田康一郎 ㊞
社外監査役	宗像久男 ㊞
社外監査役	市川裕介 ㊞

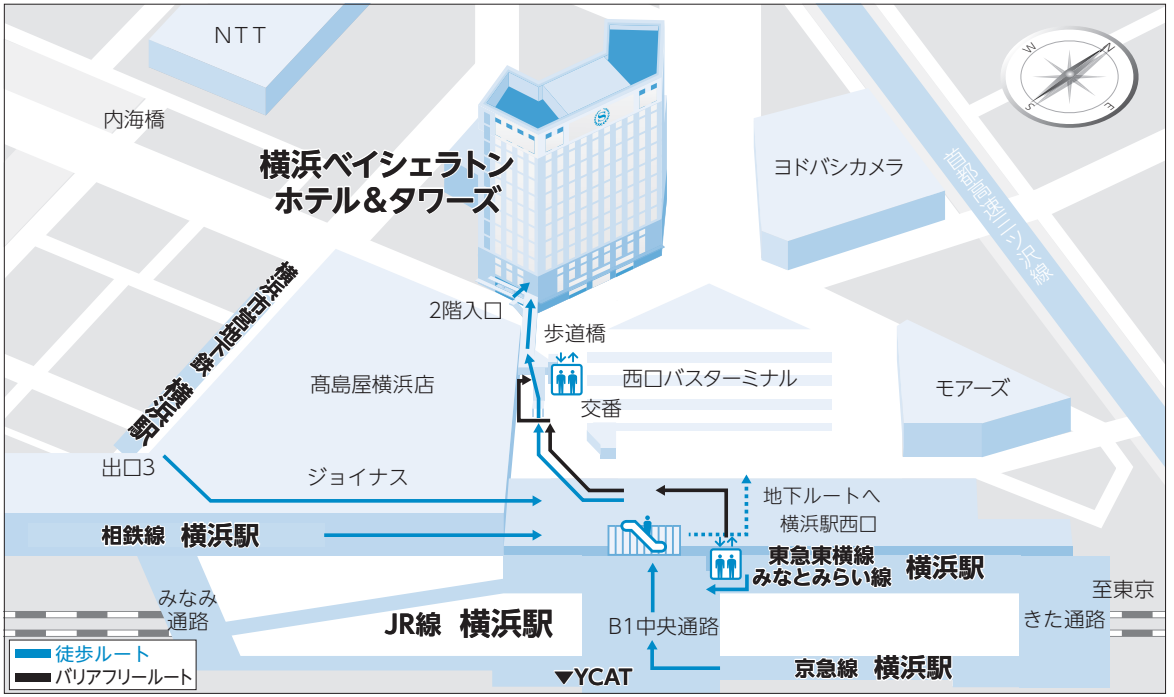
以　上

株主総会会場ご案内図

■会　場

横浜ベイシェラトン　ホテル＆タワーズ　（５階）「日輪」

横浜市西区北幸一丁目３番23号　電話：(045) 411－1111 (代表)



■交　通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」

西口から徒歩約５分

地下ルートのご案内

ジョイナス（西口地下街）を通り、「南６」出口方面へお越しいただくのが便利です。



UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。